

## 常葉大学及び常葉大学短期大学部間接経費取扱規程

[平成 29 年 3 月 23 日制定]

(目的)

第 1 条 この規程は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）」に基づき、常葉大学及び常葉大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金の間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「競争的資金」とは、専門家を含む複数の者による評価に基づいて採択された課題を提案した研究者等に配分される研究開発資金をいう。
- (2) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要な経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、研究に直接的に必要なものに対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理・運営等に必要経費として本学が使用する経費をいう。
- (4) 「研究者」とは、競争的資金を得た本学の教職員をいう。

(間接経費の比率)

第 3 条 間接経費の比率は、当該競争的資金を管轄する国、地方公共団体等が定める取扱規程等により適用比率が定められている場合は、それに従う。取扱規程等により適用比率が定められていない場合は、原則として直接経費の 10%とする。

(間接経費の使途)

第 4 条 間接経費の使途は、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

### 1 管理部門に係る経費

- ① 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ② 管理事務の必要経費  
消耗品費、人件費、旅費交通費、印刷費等

### 2 研究部門に係る経費

- ① 共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費交通費、印刷費、光熱水費、新聞雑誌費、機器等賃借料、会議室等賃借料
- ② 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、印刷製本費、新聞雑誌費、光熱水費、機器等賃借料、会議室等賃借料
- ③ 特許関連経費
- ④ 研究施設・設備の整備・維持及び管理経費
- ⑤ 実験動物管理施設の整備、維持及び管理経費

⑥ ネットワークの整備、維持及び管理費

⑦ 大型計算機の整備、維持及び管理費

⑧ 図書館の整備、維持及び管理費

3 その他の関連する事業部門に係る経費

① 研究成果展開事業に関する経費

② 広報事業に係る経費 等

4 前3項以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能とする。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(間接経費の管理及び執行)

第5条 間接経費の管理責任者は、当該研究者の所属するキャンパス事務局長とし、管理は庶務課が行う。

また、各キャンパスの事務局長は、毎年度の間接経費の執行実績を学長を経由して理事長に報告するものとする。

2 学長及び各キャンパス事務局長は、間接経費の適正で効率的な執行及び使途の透明性確保に努めるものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃については、常務理事会の議を経て理事長が決定する。

(その他の事項)

第7条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

(附則)

この取扱規程は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、令和5年10月16日から施行する。

(規程の廃止)

2 常葉大学短期大学部 競争的資金等に係る間接経費の取扱規程は廃止する。